浜松市

詳しい情報はこちらを
ご覧ください▶

市内事業所の皆様へ

高度外国人材の受入れに関する補助金を利用していますか?

浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金

1事業所当たり
補助額上限

170万円



対象人材(在留資格)

「高度外国人材」在留資格

- 高度専門職
- 経営・管理
- 法律・会計業務
- 研究
- 技術・人文知識・国際業務
- 企業内転勤

「介護人材」在留資格

- 介護
- 特定活動「EPA」(介護福祉士の登録を受けている場合)

補助の対象



社宅賃料　通訳・翻訳費用　研修・学習費用

詳しい内容は裏面をご覧ください

今年度の申請締切:2026年12月31日(木)必着

対象事業所

❶❷を満たす事業所

❶浜松市内に主たる事業所がある法人、又は浜松市内で事業を営む個人事業主
❷対象となる外国人材を新規で雇用する事業所

対象人材

❶～❻のすべてを満たす人材

❶前年度に雇用または今年度新規で雇用される外国人材
❷雇用契約期間が1年以上である　❸浜松市内に住居がある　❹勤務先が浜松市である
❺同一事業所またはグループ会社内で勤務していること　❻以下の在留資格を持つこと

「高度外国人材」在留資格

- 高度専門職
- 経営・管理
- 法律・会計業務
- 研究
- 技術・人文知識・国際業務
- 企業内転勤

「介護人材」在留資格

- 介護
- 特定活動「EPA」（介護福祉士の登録を受けている場合）

補助の対象

●社宅の賃料：上限6か月分の経費の2分の1以内
※上限：外国人材1人あたり15万円、1事業所あたり150万円

●定着支援にかかる事業：経費の2分の1以内　※上限：事業所あたり20万円

新生活に伴う転居や生活・行政手続き等の支援
例：通訳・翻訳にかかる料金等

日本のビジネスマナー・生活習慣・文化理解の促進、企業の制度理解促進のための事業
例：各種研修実施のための講師謝金・会場使用料・委託料等

事業所内の多言語化や日本語学習等のコミュニケーション支援
例：日本語学習のための授業料・教材費・会場使用料・委託料等

申請手続き

①2026年12月末までに（公財）浜松国際交流協会（HICE）に申請書を提出
持参の場合：12月25日（金）午後5時まで ／ 郵送の場合：12月31日（木）必着
▶ ②交付決定書を受領 ▶ ③事業実施 ▶ ④2027年3月末までに報告書を提出

申請要件などの詳しい説明は浜松市のホームページをご覧ください
すべての提出書類のフォーマットもダウンロードできます

詳しい情報はこちらをご覧ください▶

浜松市の外国人材雇用事業所向けサポート

※QRコードから詳細をご覧いただけます。

外国人材マッチングサポート

浜松市外国人雇用サポートデスクでは、浜松市内事業所と外国人市民を無料でマッチング。キャリアコンサルタントの国家資格を持つ相談員が外国人材の雇用から定着まで親身にサポートします。



生活オリエンテーション

浜松での生活に必要な情報をお伝えし、安心して暮らせるようにサポートします。また、外国人と日本人が気軽に交流し、友達づくりから地域に根ざしたコミュニティ形成へとつながる場を提供します。



浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金

定着促進のために企業が負担した日本語学習費用を補助します。
事業所が外国人材等の日本語学校や日本語教室に関わる経費を全額負担しており、日本語能力試験（JLPT）に合格した場合は申請可能です。



外国人材活躍宣言事業所認定

浜松市では、外国人材の活躍促進に積極的に取り組んでいる企業・事業所を認定しています。認定された事業所には、優秀な外国人材の確保につながる様々な特典があります。

HAMAMATSU GLOBAL WORKPLACE

申請期間
6月1日～30日

事業責任者：浜松市／事業受託運営事業者：公益財団法人浜松国際交流協会（HICE）

お電話でのお問い合わせ
TEL.053-458-2170

メールでのお問い合わせ
info@hi-hice.jp

雇用サポートデスク：雇用に関するご相談
job_info@hi-hice.jp